

政府から、春の叙勲が発表されました。大垣市では、次の皆さんが栄誉に輝きました。

春の叙勲

- 《瑞宝小綬章》
  - ◇種田昌史氏 元岐阜県議会事務局長/地方自治功労
- 《旭日単光章》
  - ◇説田富美代氏 元大垣市選挙管理委員会委員長/地方自治功労
  - ◇高崎明氏 元岐阜県歯科技工士会副会長/保健衛生功労
- 《瑞宝単光章》
  - ◇佐藤満氏 元民生・児童委員/社会福祉功労

吹付けアスベストなどの含有調査や除去工事に補助

市は、アスベストによる健康被害を防ぐため、市内のすべての建築物(取り壊し予定も可)を対象に、アスベスト含有調査や除去工事などの費用の全額または一部を補助します。

使用が疑われる場所があれば早期に調査を行い、アスベストが含まれると判明した場合は除去工事をご検討ください。

ただし、補助を受けるには、建築課(東庁舎2階)で、事前相談(要電話予約)が必要です。

\*募集件数/若干数(先着順)

\*事前相談・申込/6月1日から、同課(☎47-8436)へ

補助対象事業(消費税額を除く)	補助金額
アスベスト含有調査に要する費用	対象事業費の全額【上限25万円】
アスベスト除去などに要する費用(代替材の施工費用などを含む)	対象事業費の2/3以内【上限200万円】

※含有調査や除去工事は、平成28年1月30日までに完了する必要があります

審議会を傍聴してみませんか

大垣市国民健康保険運営協議会		担当: 窓口サービス課 (☎47-8132)
5月20日(水)	13:30~14:30	市役所2階 第1会議室
・平成27年度大垣市国民健康保険料率(案)について ほか		

一時通行止め

塩田橋

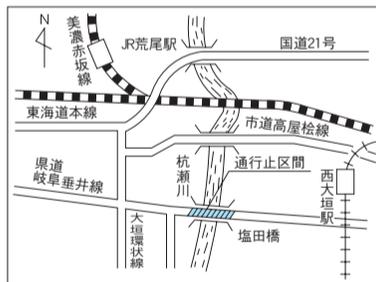
6/6(土) 午後11時30分

6/7(日) 午前1時30分

県道岐阜垂井線の杭瀬川にかかる塩田橋(久瀬川町~静里町)が、6月6日(土)の午後11時30分から7日(日)の午前1時30分まで通行止めになります。

これは、橋の両側に設置してある水害防止用の鉄製陸間の作動点検を行うためです。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、管理課(☎47-8526)へ。



地域創生なんでも相談コーナー開設

国が推進する「まち・ひと・しごと創生」を戦略的に進めるため、4月に新設された地域創生戦略課一。

市は、5月7日、地域創生に関する総合相談窓口として同課に「地域創生なんでも相談コーナー」を開設しました。

開設に先立って行われた開所式では、市のマスコットキャラクター「おがっき」と「おあむちゃん」が見守る中、小川市長が看板を設置=写真=。市長は「人口減少社会に歯止めをかけるため、この窓口をきっかけにして全市一体で地域創生に取り組む」と意気込みを語りました。

同コーナーでは、移住定住や水都大垣の情報発信、市へのふるさと納税など、市民・市民団体・企業などからの地域創生に関する相談について関係部局と連携し、一元的な案内を実施していきます。

詳しくは、地域創生戦略課(☎47-8244)へ。



自動車税の納期限は6月1日

自動車税の納期限は、6月1日(月)です。自動車税は、教育や福祉などの行政サービスを行うための大切な財源です。必ず納期限までに納めてください。銀行などの金融機関、コンビニ

での納付のほか、インターネットを利用したクレジットカード納付もできます。



詳しくは、5月7日に発送した納税通知書をご覧ください。か、県自動車税事務所(☎058-279-3781)へ。

案内

道路事故防止のための情報提供

市は、市道の維持管理の一環として、道路パトロールを行い道路の不具合箇所の早期発見に努めています。

道路に空いた穴や、側溝の蓋割れ、ガードレールへの金属片付着などを発見された場合は、道路課(☎47-8634、e-mail



l: douroka@city.ogaki.lg.jp)へご連絡ください。

特設人権相談

\*とき・ところ/6月1日(月)

- ①市役所人権擁護推進室=午前10時~午後4時
- ②上石津地域事務所1階住民相談室=午前9時30分~11時30分
- ③墨俣地域事務所2階相談室=午後1時~4時

\*内容/人権擁護委員による、いじめ、差別、DVなどについての相談

\*問合せ/岐阜地方法務局大垣支局(☎78-3347)へ

屋外広告物の申請と調査にご協力ください

良好な景観を守るとともに、倒壊などによる事故を防止するため、広告塔・看板・壁面広告などの屋外広告物を設置するには、あらかじめ市の許可を受ける必要があります(一定面積以下の自家広告物を除く)。

屋外広告物を設置する場合は、事前に許可申請の手続きを行ってください(許可には手数料が必要)。また、許可を受けた場合は、該当する屋外広告物に必ず許可済証(シール)を貼り付け、市へ報告してください。



なお、市は、6月中旬から10月下旬にかけて、地域ごとに屋外広告物についての調査を行いま

す。調査では、市から委託を受けた調査員が、必要に応じて店舗や事務所などの屋外広告物を公道から測量し、写真撮影します。ご理解とご協力をお願いします。

屋外広告物の安全管理のお願い

屋外広告物の老朽化や地震・台風などの影響による事故を未然に防ぐため、その設置者および管理者の皆さんは、広告物の不具合(ねじ・ボルトの緩み、サビの状況など)や老朽化などについて定期的な安全点検を実施してください。

また、不具合が見つかった場合は、早急に改善を行うとともに、倒壊や落下などの恐れがあるものについては、速やかに撤去や改修などの対応をしてください。

【問合せ】

都市計画課(東庁舎2階、☎47-8694)